

パルチザンと自衛隊

編集委員 望月公一

「パルチザン」とは「労働者・農民などで組織された非正規軍、遊撃隊」（広辞苑）のことで、ゲリラの類義語だが、日本の憲法学界では自衛隊と対比される存在だ。

民主党の長島昭久衆院議員はかつて憲法学者に自衛隊は合憲かを尋ねた時の答えを鮮明に覚えている。

それによると、憲法学界の主流派の考えでは、自衛隊のような常備の組織は違憲だが、外国軍の侵略には無抵抗ではなく、民衆が武装蜂起するパルチザン戦は認められていた。ただ、この憲法学者も、パルチザン戦は市民を戦火に巻き込み、大変悲惨な結果を招くとして、パルチザン戦論を否定し、自衛隊合憲は十分成り立つと説明した。

憲法は最高裁判所に憲法解釈の最終判断を委ねている。最高裁が唯一、憲法9条についての判断を示したのが1959年の砂川事件判決で、「明白に違憲無効」でない場合、司法審査権の範囲外にあるとして、主権者である国民の選んだ内閣や国会に従うとした。今日、国民の大半が自衛隊を支持しており、パルチザンを選ばなかったことは明らかだ。

憲法学界と国民世論との乖離は大きく、今回、安全保障関連法を巡る議論の混乱の一因になったことは否めない。



長島氏も憂慮

しているように、日本の安全保障体制を考える上で、ギヤップを解消していく努力が必要だろう。